

第2章 高等教育への資金配分

1. はじめに

各国において、高等教育人口の拡大と経済や研究分野の国際競争力強化によって、高等教育に対するより多くの資源投入が求められる状況にある。他方、政府財政の逼迫や金融危機によって、高等教育への公的な資源配分は、厳しさを増している。そこで各国とも、高等教育機能の強化のために、より少ない資源投入によって、より生産的、効率的な資源配分の方法に工夫を凝らさなければならない。これについては日本も例外ではない。本稿では、高等教育の資源配分を検討する上で、重要と思われる点を整理した。まず公財政支出の現状をまとめ、公財政支出の大きな部分を占める国立大学への運営費交付金配分をめぐる政府、財務省、文科省関係の会議などの議論を整理した。そして運営費交付金に対する国立大学関係者の意見を紹介する。また主にヨーロッパとアメリカにおける高等教育への基盤的経費と競争的資金の配分方法を紹介する。これらの検討を通じて、高等教育への資金配分をめぐる議論になんらかの知見を提供したい。

2. 高等教育への公財政支出

国から大学へのファンディングは、2008年度次のようにまとめることができる。国立大学に対する基盤的経費として運営費交付金(1兆1813億円)、施設整備費補助金等があり、私立大学には私立大学等経常費補助金(3249億円)がある。教員の研究活動としての競争的資金としては、科学研究費補助金(1932億円)および大学等に対する間接経費(353億円)が挙げられる。また学生には学生支援機構奨学金事業費(9305億円)がある。基盤的経費と競争的資金の中間に位置するのが、21世紀COEプログラムに代表される大学教育改革の支援事業費(680億円)である。さらに日本学術振興会JSPS特別研究員事業費として、158億円もある。これらの競争的資金および大学教育改革支援事業は、国公立大学を通じて応募できる。

国立大学の収入は、国から配賦される運営費交付金(54.2%)と自己収入といわれる授業料および入学検定料(3,557億円、16.3%)、付属病院収入(6,284億円、28.8%)、雑収入に分けられる。この他に施設設備整備補助金、科学研究費補助金などがある。国立大学の支出は、教育研究費等(1兆3,138億円、60.3%)、退職手当等(1,288億円、5.9%)、病院関係経費(6,592億円、30.2%)、特別教育研究費(790億円、3.6%)に分類できる。

国立大学に限らず、日本の大学に配分される資金は、教員数や学生数に基づいて配分される一律的平等的資金配分から、大学や教員や研究者が申請応募し、審査を経て配分される競争的・重点的資金配分にシフトしている。国立大学への運営費交付金は、効率化ルールによって、各年度の予算額を名目値で対前年度比マイナス1%(年率)とする政府の「基本方針2006」から「基本方針2008」までに則り、毎年法人化以後、減額されている。文部科

学省関係者によると、減額それ自体は法人化とは無関係で、国の財政逼迫が減額の理由であるという。しかし科学研究費他はむしろ増額されているので、単に財政逼迫ばかりが、交付金削減の理由ではないと思われる。

国立大学への公的資金配分は、基盤的経費として運営費交付金がある。私立大学への基盤的経費は私立学校等経常費補助金のうち一般補助といわれるものがある。大学への公財政支援のうち運営費交付金と私学補助金の一般補助を合わせた割合は過去数年、増加していない。図 2-1 は文部科学省が作成した配分比率の推移である。2004 年の国立学校特別会計の廃止によって、正確な比較はできないが、国立私立あわせて、2001 年度に基盤的経費と競争的・重点的資源配分の比率は、86.0%対 14.0%であった。しかしその後、競争的・重点的資源配分が大きくなり、2007 年度で 73.0%対 27.0%となっている。わずか数年の間に競争的・重点的資源配分の比率が 2 倍近くに増えていることになる。文部科学省によれば競争的資金には、図 2-2 のとおり科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、科学技術振興調整費、その他がある。

3. 運営費交付金をめぐる議論

2007 年に入って高等教育財政のあり方についての議論が、文部科学省だけとどまらず、内閣府・内閣官房に置かれている審議会等でも、突如審議されるようになった。そこでは国立大学への運営費交付金の配分も主要な対象となった。

教育再生会議では、第 7 回会議（2007 年 4 月 25 日）で、教育再生に必要な教育財政基盤の確保、メリハリのある財政投資を提言している。そこでは、基盤的経費と競争的資金の組み合わせ、一律的配分から評価に基づく配分へのシフト、国公私を通じた研究面、教育面の競争的資金の充実と公平・公正な配分などが議論された。

経済財政諮問会議は、2007 年 4 月 25 日に発表された「成長力加速プログラム～生産性 5 割増を目指して～」ほかにおいて、大学改革について議論している。そこでのキーワードは「選択と集中」であり、研究資金の選択と集中については、①競争的資金の拡充と間接経費の充実、②審査の国際化、③評価結果の次の資金配分への反映、④若者研究者の研究環境の整備、⑤知的財産の効果的活用のための産学官連携の戦略的な推進、などを論じている。

また国立大学への運営費交付金の配分については、①民間から寄付金、共同研究費を獲得しやすい条件の整備の検討、②国際化や教育実績等についての大学の努力と成果に応じた配分の検討、③グローバル化、知識の融合化に対応した大学再編を視野に入れた選択と集中を促す配分の検討、④各大学の中期目標・計画の達成状況の反映の検討、⑤各大学の自主的な判断による多様化・機能別分化や大学間の連携・協力の支援・促進等の検討、などが提言されている。

総合科学技術会議も、「科学技術によるイノベーション創出に向けて」（2007 年 3 月 30

日)等で大学へのファンディングについて言及している。①若者向け資金を倍増し、世界トップ研究者を育てる一貫した競争的資金体系の確立、②競争的資金からの人件費支給を拡大する、③運営費交付金という基盤的経費を、基礎的部分を支え、研究機能は競争的資金や民間からの外部資金で、教育機能は寄付金等の外部資金を活用して強化、④大学の施設環境を国際的水準の魅力あるものするための整備の推進、などを議論している。

以上の会議のほか、イノベーション25戦略会議は、2007年2月26日に「イノベーション25」中間とりまとめで、競争的資金配分の見直しを含む研究機能の強化などについて、議論を発表している。またアジア・ゲートウェイ戦略会議でも、大学の国際化に向けた競争的な資源配分の抜本的な充実を提案している(2007年5月16日)。

規制改革会議は「教育と研究の質の向上に向けた大学・大学院改革に関する基本的考え方～組織中心の支援から個人中心の支援へ～」(2007年5月11日)で大学改革についての議論を発表している。①大学・大学院の会計システムを教育と研究に分離、②運営費交付金および私学助成金配分基準等の見直し(学生数に応じて配分額を決定する仕組みの採用)、③国立大学の授業料の見直し、④競争的研究資金の配分の見直し、⑤厳格な評価体制の構築、⑥評価単位の見直し、⑦事後評価の実施、⑧研究者カテゴリーの区分、⑨間接経費割合の拡大、⑩研究環境の整備、等を議論している。

以上の内閣府の会議とは別に、財務省の財政制度等審議会でも、「平成20年度予算の編成等に関する建議」(2007年11月)で、世界で通用する大学の実現のために、国立大学法人運営費交付金の配分ルールを国立大学法人の教育・研究等の機能分化、再編・集約化に資するよう、大学の成果や実績、競争原理に基づく配分へと大胆に見直す必要を述べている。

これらの一連の審議、提言に対して、時の文部科学大臣が、基盤的経費の軽視や高等教育への公財政支出削減への動きに強く批判することもあった。また運営費交付金が成果によって配分されると、それが削減されることが予想される地方国立大学を抱える知事による反対への要望書も提出された。国立大学関係者は、さまざまな機会に中長期に安定した予算配分が確保できなくなる危惧を表明している。また国立大学協会は、運営費交付金は大学の教育研究機能が安定的持続的に果たされるのに必要であり、経済財政諮問会議の提言した国際化などの評価による配分に強い反対を表明している。

そしてこれらの会議の議論や提言、またそれらへの批判、反対表明の後、2007年6月19日「経済財政改革の基本方針2007年～『美しい国』へのシナリオ～」(骨太2007)が閣議決定された。これは主に内閣府におかれた会議提案をまとめ、整理し直したものである。そこでは、高等教育財政について「選択と集中」により必要予算を確保し、基盤的経費の確実な措置、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せ、評価に基づくより効率的な資金配分を図ることが述べられている。国立大学の運営費交付金をめぐる議論は2007年初め、にわかに諸会議で議論されることになった。会議によっては競争や成果による配分が強調さ

れたが、結局「骨太 2007」では、それに対する批判、反対を受けて基盤的経費の確実な措置という文言が盛り込まれた。

その後、文部科学省では教育振興基本計画の策定に向け、中央教育審議会にその審議を要請した。審議会では 2008 年 4 月に答申を発表し、同 7 月に策定した。ここでも科学研究費補助金等の競争的資金等の拡充を目指すことが指摘されている。また運営費交付金を国立大学法人評価の結果に基づいて配分することが明記している。しかし同時に「大学等における教育研究の質を確保し、優れた教育研究が行われるよう、引き続き歳出改革を進めつつ、基盤的経費を確実に措置する」ことが明記され、内閣府・内閣官房関係の審議会をまとめた「骨太 2007」と基盤的経費の扱いについて、共通性を見出すことができる。

このように国立大学への資金配分をめぐる政府関係の議論では、当初競争的資金へのシフトが強調されたが、徐々に基盤的経費への揺り戻しも見られ、その重要性への再評価もされているといえよう。

4. 運営費交付金制度の評価

国立大学財務・経営センターでは、2002 年から 3 度にわたり、国立大学法人制度について検討するため、全国立大学を対象としてアンケート調査を実施している。2009 年 2 月には 3 度目の調査として、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケートによって、法人化後の国立大学の経営、財務の実態を明らかにしようとした（国立大学財務・経営センター）。アンケートには運営費交付金、教育経費、研究経費についても意見を聞いている。

その結果、学長アンケートの回収率は 100%であった。多くの学長は、使途を自由に決定できる運営費交付金制度について、ポジティブな評価を下していることが判明した。運営費交付金制度が管理運営の合理化・効率化に、効果がある、およびやや効果があると応えた割合は、84.4%、教育研究の活性化に対する同割合は、80.6%、社会貢献活動の拡充に対する同割合は、67.6%であった。また使途指定のない運営費交付金制度、剰余金の繰越権限など財政面での自由度や裁量が、大学運営に、大いにプラスおよびややプラスと応えた割合は、83.1%に上る。

アンケート中の学長の自由記述には、交付金制度のメリットとして、「裁量が大きい」、「年度をまたいでの繰越が可能」といった意見が表明された。またデメリットとして、「運営費交付金が毎年減額され、中期目標期間分の予算が保障されない」、「中期目標期間をまたいでの繰越がむずかしい」、「国立大学時代の大学間格差を温存したまま運営費交付金が決められた」という意見が記述された。

財務担当理事を対象にしたアンケートには、予算額の評価が入れている。回答の結果は、図 2-3 に示したとおりである。これの回収率も 100%である。不十分、やや不十分と回答された割合が多いのは、全学的な施設設備費(69.4%)、全学的な施設の維持・保全費

(77.7%)である。また部局における施設整備費(63.2%)、部局における施設の維持・保全費(66.7%)についても不十分、やや不十分という回答が多い。各教員の基盤的な教育費、各教員の基盤的な研究費の不足感も表明されている。教育費と研究費は、平成17年と比べた20年度には、大きく減少およびやや減少とした回答は、それぞれ48.2%、62.3%となっている。特に各教員の基盤的な研究費の減少が大きいようである。今後の国からの財源措置について、競争的資金よりも、基盤的資金を拡充すべきであるという意見に賛成した財務担当理事の割合は、89.2%に上る。

学部長アンケートには、70%以上の学長が回答を寄せた。それによると、本部から配賦される学生当たり教育経費は、やや減少したおよび減少したとの回答は、65.2%である。また本部から配賦される教員当たり研究費は、やや減少したおよび減少したという回答の割合は、85.9%である。またそれらの充足感について、教育経費は、不十分およびどちらかというのと不十分という回答の割合は、88.0%であり、研究経費について、不十分およびどちらかというのと不十分という回答は、91.3%になる。

このように国立大学を対象にしたアンケートでは、学長の法人化制度のポジティブな評価があるものの、財務担当理事や学部長からは、教員の教育経費や研究費の不足が指摘され、基盤的経費の拡充の要望が出されている。

5. 基盤的経費と競争的資金

ここまでは公財政支出についての配分方法として、基盤的経費配分と競争的資金配分の2種類しか言及してこなかった。もちろん予算配分方法の分類はこれだけに限らず、ほかにもいくつかある。代表的なものには、機関への配分と個人への配分の2分法、機関配分はさらに伝統的配分(交渉予算配分、項目別予算配分、フォーミュラ配分)と業績主義配分(業績契約配分、競争的配分、成果による配分)に分けられる(Salmi and Hauptman)。他には増分主義予算配分、プログラム別予算配分、ゼロベース予算配分、インセンティブ予算配分、コストセンター予算配分などがある。これらの予算についての分類は、部分的な特徴による分類であり、相互に排他的ではなく、実際にはこれらのうちのいくつかの組合せで予算配分される(吉田)。

これまでのところ運営費交付金は、基盤的経費配分として扱ってきた。しかしそれは配分の算定式が公表され、配分される側にもある程度、算定式を用いて配分額の試算が可能であるので、フォーミュラ予算と分類することが可能である。第2期中期目標・計画期間における運営費交付金には、業績評価による分が反映されることが決定しており、業績予算配分としての性質も持つ。ただしどのような業績が交付金配分になされるのかは、大学側は前もって知ることは無い。これは予算配分の分類から見れば、計算式が事前にわからないパフォーマンス・バジェットングである。これは計算式が事前にわかるパフォーマンス・ファンディングとは区別される(Burke and Minassians)。

アメリカで行われているパフォーマンス・バジェットリングは、業績評価の結果を次期の予算編成過程で一要素として考慮する方式といわれる。他方パフォーマンス・ファンディングは、評価結果を州交付金の配分と直接的にリンクさせる方式である。この場合、評価と資金配分は明確な関連性を持ち、評価結果に基づいて自動的に配分額が算定される。そして両者は同時に実行可能である（吉田）。

基盤的経費および競争的資金は、それぞれメリット、デメリットがある。基盤的経費のメリット、デメリットは、以下の5点挙げられる。

- (1) 安定的な予算が確保され、長期的計画立案が可能となる。
- (2) 社会経済状況の変化に対する柔軟性が確保できる。経済不況によって研究費が全くなくなることは無い。
- (3) 特定の研究分野に配分されるのではないので、新しい研究分野への適応が可能となる。デメリットもある。
- (4) 研究の質、成果、開発契約目標の達成度などと基盤的経費配分根拠の関係が、不明確になりやすい。
- (5) 歴史的要因に基づく資源配分によって、伝統的でない大学の研究環境の強化、競争力の向上が困難となる。

競争的資金のメリット、デメリットは、以下の8点である。

- (1) 幅広い分野に長期的に研究費が配分されると、質が向上する。
- (2) レリバンスや研究応用性への関心が高まる。
- (3) 学際性が高まるなど、研究助成の新たな可能性を提供する。
- (4) 研究協力体制が強化される。

デメリットは

- (5) 競争的資金は、範囲が狭いので、独創性、革新性、リスクテイクを促さない。
- (6) すべての科学分野が研究助成を受けられるとは限らない、人文科学は不利である。
- (7) 大学は得意な分野ではなく、助成を受けやすい分野を重視する。
- (8) 研究の長期的な計画立案の可能性が限られる。(Schmidt)

さらに競争的研究資金配分は、市場を意識しすぎ、知識生産の画一化を招き、マイナスが大きいこともある。またより研究業績が出やすい領域が優遇され、資金獲得が困難な分野が無視される危惧もある。そして研究のイノベーションが妨げられる。この点は、近年の日本の競争的研究費配分対する議論と類似性がある。

基盤的経費は、研究、とくに研究の開始が研究者や大学のイニシアティブで進められやすい。競争的資金は、資金の出所によって、研究が研究者や大学以外の企業など第三者の意向に左右されやすく、国家プロジェクト研究など政策的に誘導されることもある。国立大学関係者が基盤的経費配分を好み、政府、財政当局、経済界が競争的資金配分導入を強調するのは、以上のことと無関係ではないと思われる。

6. 各国の高等教育予算配分

大学改革では、教育機関に権限を委譲し自由度を大きくする一方、政府の別の方法での高等教育機関への管理も出現している。それは目標による管理である。そこではまず政府は、大学と一種の契約を取り交わす。政府が大学に目標を示し、目標達成のための公的資金提供を行う。このような政府と大学との間で、中期目標と資金提供を結びつける考え方は、フランスで始まり（アマラル）、フィンランド、スイス、オーストリア、デンマーク、スペイン、ドイツ、ポルトガルでも行われている。

契約であるからには、資金適用を受ける大学側に契約不履行や契約違反が生ずる可能性がある。それを明らかにするには大学の業績評価が必要である。その場合用いられる業績評価の基準はさまざまである。その基準には、インプット（学生数など）、プロセス（教員授業負担、教員学生比など）、アウトプット（卒業率、学位授与数、教員論文数など）、アウトカム（資格試験合格率、就職状況、学生満足度など）がある（吉田）。政府と大学の間に契約の概念を導入して、資金配分をおこなうことは広がりつつあるが、契約の進捗状況を明らかにする業績評価、契約不履行に対する処置、業績評価による次期契約期間の資金配分の程度には、各国で大きな違いがある。

オーストラリアの高等教育制度は、新公共経営(New Public Management)による改革が成功した注目すべき事例である（マージンソン）。ここでは公的資金の削減を海外からの留学生で補完することに成功している。オーストラリアでは、1990年代に業績に連動した資金配分を行った。研究の業績として、共同委託研究収入、発表論文数、博士課程の学生数などが指標として用いられた。教育の業績は、卒業生の雇用状況、教育課程の学生満足度などである。

高等教育機関に学生定員を定めず、入学者が機関の業績とみなされる場合もある。入学者に魅力のある教育プログラムを開発したことが評価される。この業績は、教育の業績であろうが、研究費も上乘せされる場合もある。1990年代のニュージーランドではすべての公立私立の高等教育機関が、資格協会の認定を受けた課程であれば、フルタイム学生換算(EFTS)の学生数に基づいて資金交付される。学位や資格を出す大学も、同じ認定プログラムをもつ私立訓練機関と同じ基準で資金交付される。研究費の大部分は、「研究費積み上げ」としてEFTS資金に含まれる。それゆえ研究能力や研究業績より、学生を入学させる能力によって資金交付される（ゴールドフィンチ）。

高等教育機関に収容定員がある場合は、学生数は業績とはなりえない。デンマークはその例である。そこでの教育資金配分で特徴的なのは、1990年から始まったタクシーメーター制である（丸山）。これは効率化を目的とした一種の業績による資金配分方式である。この方法は、中等教育や病院への補助金にも適用されている。大学は学生の実際の活動結果によって、大学が受け取る資金の30~50%を配分される。具体的な業績指標は、試験に合格した学生数である。試験を受けない学生や合格しない学生には、公的資金配分がされな

い。よってタクシメーター制は、成果主義の資金配分であると捕らえられている。

これによって大学はより教育に力を入れ、学生が学習する動機付けを与えられ易い課程を組織し、効率的な教育を促進すると考えられている。また大学に、試験に合格する確率の高い、優秀な学生を入学させる努力を促すともいわれる。

デンマークでは、高等教育の教育費と研究費は、明確に区別された基準によって配分される。高等教育への研究費は、国より基盤的経費として大学に配分される。大学は学内配分について自由に決定できる。研究費全体の65%を占める。残りの内13%は民間企業からの委託共同研究費である。他にEUからの研究費もある。2010年までに研究の公的資金配分の割合を現在の3分の1から、半分にまで高めるよう予定されている。

デンマークでは、研究の基盤的経費を競争的に配分しようという計画がある。その場合、基準は質である。質の指標は、(1)発表業績(著書、学術論文、博士号取得状況)(2)引用数(3)外部資金獲得額(4)国際的活躍状況、などである。

フィンランドでは、大学へのファンディングの中核は、議会の承認を得た国の予算である(丸山)。日本の法人化前の国立大学と同じように大学は、国の行政機関の一部であるので、大学の財務会計は国が管理する。経常費の財源は、国からの予算とその他収入に分けられる。国の予算は、教育研究基盤経費、プロジェクト経費、業績に基づいた資金配分に分けられる。その他の収入は、産学連携による収入、事業収入、寄付、等である。2005年に国からの交付金は、支出の64.5%を占めるにいたった。

主に研究に使われる外部資金は、日本の学術振興会にあたるフィンランド・アカデミーから18%、技術開発センター12%、産学連携資金16%、企業(外国を含む)39%、EU12%、海外資金3%という割合になっている。また教育省は各大学に業績による資金配分を行う。大学の業績は学位授与数である。加えて大学の質、社会的地域的特性が加味される。この業績による資金配分は、近年増加する傾向にある。

スウェーデンの高等教育機関への資金は、「成果」によって一括予算(ブロック・グラント)として配分される(丸山)。この成果とは学生数と学位授与数であり、これに専門分野の教育費用特性を加味して、配分額が計算される。剰余は10%まで認められ、翌年度に繰り越すことができる。研究と博士課程への資金配分は成果によっては行われない。スウェーデンでは研究の自由は法によって保障されるが、研究費の配分は、専ら政府が行う。最近では16の研究拠点大学が選定され、特別な予算配分が行われた。

ポルトガルでは、政府から国立大学への予算配分は、主要部分についてはフォーミュラによって決定される(丸山)。これは総収入の60%を占める。教育関連予算については、基本的には学生数によって大学に配分されるが、研究関連予算分は教員の質と研究業績が、フォーミュラの中に勘案されている。最終的な予算額は、各大学と教育省との折衝によって決定される。さらに契約に基づく研究費、科学技術財団の用意する競争的研究費がある。

大学は法人格を有し、各大学は外部資金を獲得する自由があり、平均で総収入の4分の

1になる。収入の使途は、大学の自由裁量となっている。授業料は、1992年まで年6ユーロと全大学一律低額であったか、現在では、各大学、正確に述べれば、各学部が授業料を設定している。ポリテクニクは大学より低額である。授業料収入は、総収入の10%弱を占める。

現行の予算配分システムは、学生数に基づく基盤部分に、業績に基づく部分が上乗せされているシステムと考えてよい。この方式が採用される以前は、各機関は一律的に予算が配分されていた。現行方式の下さまざまな弊害も指摘されている。競争が過度に強調されることや、大きな財政カットに直面すると、非営利機関は営利組織のような行動をとり、公共財としての使命を忘れてしまうこともある。すなわち各大学は、学生募集に効果のある質の高い教員を確保する一方、経営のため授業料値上げしてしまう。また非常勤で授業が多くても、耐えられる教員を採用する傾向にある。各大学は学生数確保のため、学生へのサービスを向上させる一方、入学許可を容易にする傾向がある。また大学の不正も行われる。例えば、すでに卒業した者を学生としてカウントし、それによって予算配分を増額させる。

さらに現行の予算配分システムでは、政府予算に依存しすぎるので、大学の自治が生かされておらず、経営の自律性を上げるため、数年間分の予算を一括して配分することや、経営の効率化に対する報酬システムの確立が必要という指摘もなされている。

7. 各国における選択と集中

知識基盤社会において経済の国際競争力を強化するため、まず大学の国際競争力を強化しようという動きが、世界的に広がっている。その結果、大学ランキングが内容的に怪しげなものであることが知られつつも、それへの異様な関心が払われている。大学の競争力アップの一つの方法は、教育機関の連携である。それは各国で起こっているが、その形態には、運営契約、コンソーシアム、連合、提携、責任センターとの統合、純粋合併があるという(アマラル)。それらの例として、カナダ、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、オランダ、フランスを挙げている。

ヨーロッパでは、少数の研究大学に多額の資金を集中させ、他方研究機能の限られた大衆教育向けの高等教育機関を設置するという高等教育システムの階層化が進行している(アマラル)。研究機関の選択と集中によって、国際的に競争できる少数の大学に研究資金を集中しようとする政策を行っている国もある。英国は研究評価を通じて、研究資金を少数の大学に集中させている。(アマラル)。ドイツでは、「エクセレンスイニシアティブ」法によって、10ほどの大学の国際競争力の強化に努めている。

日本では、これまで「21世紀COEプログラム」「特色ある大学教育支援プログラム」「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」がある。これらは、高等教育の質向上や活性化といった目標を達成するために競争的資金配分である。これに応募するか判断が大学側にあ

るため業績予算と異なり、インセンティブ予算とする場合もある（吉田）。表 2-1 は以上の資金配分をまとめたものである。

表 2-1 資金配分方法

	教育費	研究費	管理費
基盤的経費（主に公 式による配分）	日本（運営費交付金、 私学助成一般補助） フィンランド、ポル トガル（学生数）	日本（運営費交付金、 私学助成一般補助） フィンランド、	日本（運営費交付金、 私学助成）
基盤的経費（業績に よる配分を含む）	日本（第 2 期運営費 交付金の一部）オー ストラリア（卒業生 の就職、学生満足度） ニュージーランド （EFTS 資金:学生数） デンマーク（タクシ ーメーター制：試験 結果）フィンランド （学位授与数）スウ ェーデン（学生数、 学位授与数）	日本（第 2 期運営費 交付金の一部）オー ストラリア（外部研 究資金獲得額、論文 数、博士課程学生数） ニュージーランド （EFTS 資金）ポルト ガル（教員の質、研 究業績）	日本（第 2 期運営費 交付金の一部）ニュ ージーランド（EFTS 資金）
競争的資金（申請審 査による）	日本（一部 GP プログ ラム、私学助成特別 補助）	日本（科学研究費、 COE、一部 GP プログ ラム）ドイツ（エク セレンスイニシアテ ィブ）スウェーデン （研究拠点）	日本（科学研究費間 接経費）

Public Funding on Higher Education in Japan

Abstract : The amount of public funding on higher education has been required to increase in most developed and some developing countries because of the expansion of higher education population and needs to improve the quality of higher education. On the other hand, sources of public funding for higher education are hardly secured at the time of financial difficulties of government, industries, and households. Thus higher education institutions across the world are struggling to achieve their goals and missions of education and research with less public funds and the government needs to invent and reform its modus operandi to allocate funds more efficiently and effectively to the institutions. This paper examines the current issues in public funding on higher education; reviews the present situation on public expenditures in Japan; summaries various discussions on the block grant to national universities made by several government's advisory boards and committees; shows the opinions on block grant to national universities by presidents, senior administrators, faculty heads of national universities across the country; finally presents the ways of fund allocation to higher education institutions in Europe and the United States.

参考文献

- アマラル「欧州の高等教育における最近の動向」『大学財務経営研究』第6号 国立大学財務・経営センター 2009年.
- ゴールドフィンチ、ショーン「ニュージーランドの高等教育改革」『IDE 現代の高等教育』No. 453 2003年10月号 pp71-75.
- マージンソン、サイモン「グローバルな環境下の高等教育改革」『大学財務経営研究』第6号 国立大学財務・経営センター 2009年.
- 丸山文裕『大学の財政と経営』東信堂 2009年
- 吉田香奈「アメリカの大学における評価と資源配分」
- Burke, Joseph C. and Henrik Minassians, Performance Reporting: “Real” Accountability or Accountability “Lite”: Seventh Annual Survey. The Rockefeller Institute, 2003.
- Salmi, J and Hauptman, A., “Innovations in Tertiary Education Financing: A Comparative Evaluation of Allocation Mechanism” Education Working Paper Series Number 4, The World Bank, 2006.

図 2-1 競争的研究資金

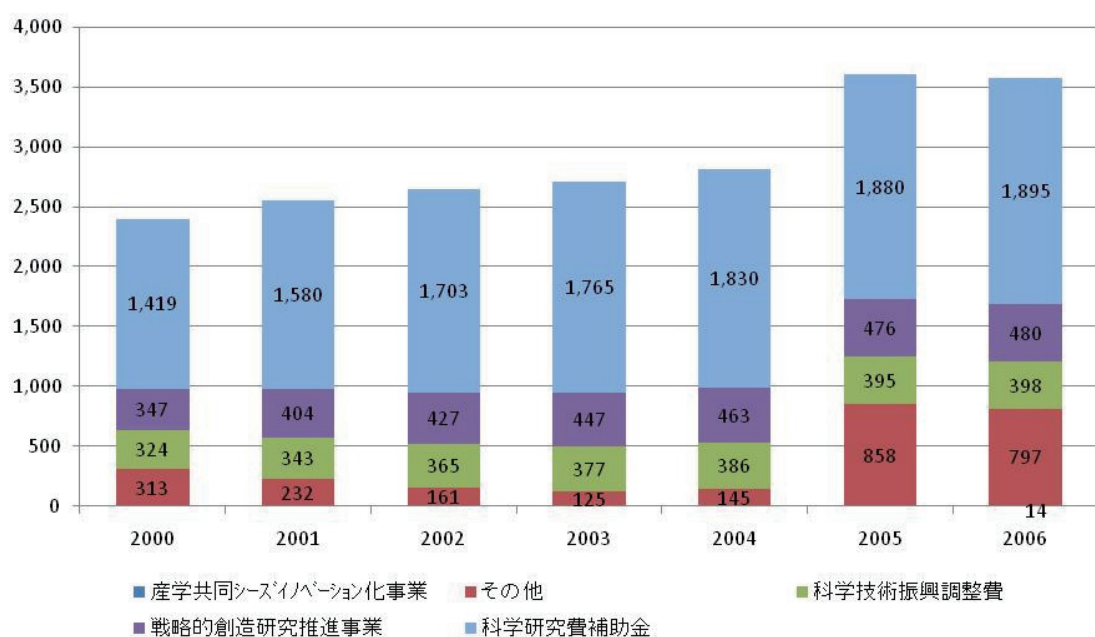


図 2-2 基盤的経費と競争的・重点的資金

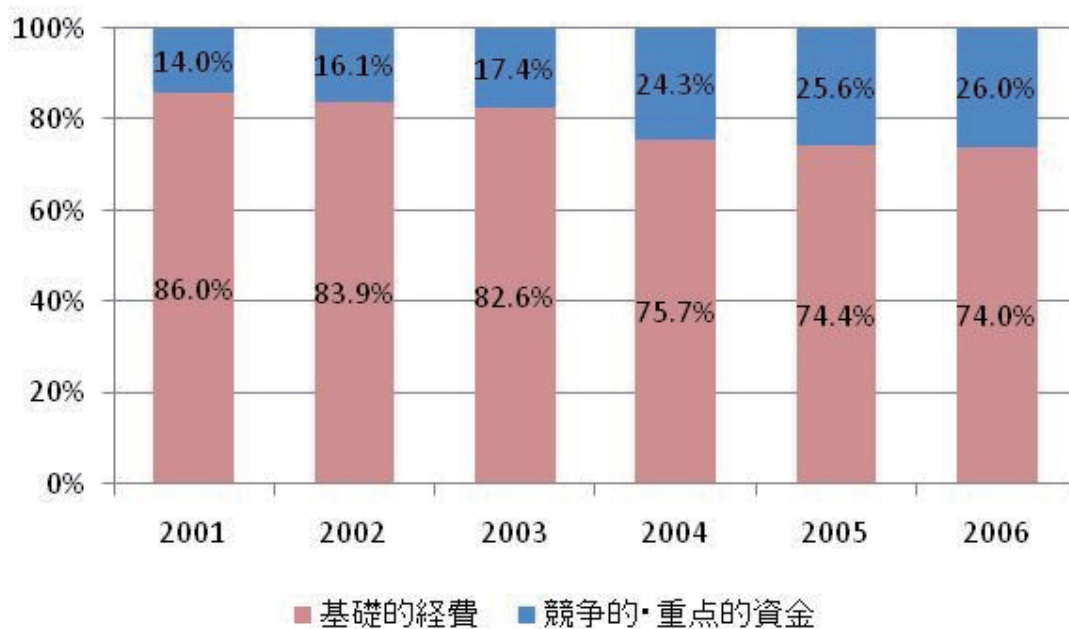


図 2-3 国立大学法人の予算額の評価

